

◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)

445,631 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	3,236,577	2,066,949	0	53,172	1,116,456
社会保険	955,344	174,037	0	0	781,307
保健衛生	258,630	8,028	0	954	249,648
合計	4,450,551	2,249,014	0	54,126	2,147,411

※事務費、人件費、新型コロナウイルス感染症対策費は除外